

岩手県告示第50号

建築基準法（昭和25年法律第201号）第77条の35の8第2項の規定により、指定構造計算適合性判定機関の構造計算適合性判定の業務を行う事務所（以下「事務所」という。）の所在地の変更について次のとおり届出があった。

平成元年5月31日

岩手県知事 達 増 拓 也

指定構造計算適合性判定機関の 名称	変更事項	内 容		変更年月日
		変更前	変更後	
ハウスプラス確認検査株式会社	事務所の所在地	東京都港区芝五丁目33番7号	東京都港区海岸一丁目11番1号	令和元年5月27日